

2024年4月24日

受益者のみなさま

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

**ご保有の投資信託「三菱UFJ グローバルバランス(積極型)／(安定型)
〈愛称:未来地図〉」についてのお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者のみなさまにご投資いただいております「三菱UFJ グローバルバランス(積極型)／(安定型)〈愛称:未来地図〉」の投資対象である「外国株式マザーファンド」につきまして、運用の指図に関する権限の委託先を変更するため、2024年8月26日(月)付けで下記の通り投資信託約款(以下「約款」)の変更を実施する予定です。

この約款変更につきまして、法令等に基づきご異議のお申し出(異議申立)の受付を行うことをお知らせ致します。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1.お知らせしたいこと

「三菱UFJ グローバルバランス(積極型)／(安定型)〈愛称:未来地図〉」の投資対象である「外国株式マザーファンド」の約款変更について

2.お願いしたいこと

「三菱UFJ グローバルバランス(積極型)／(安定型)〈愛称:未来地図〉」の投資対象である「外国株式マザーファンド」の約款変更についての賛成(ご異議なし)/反対(ご異議あり)のご判断



賛成の方

(ご異議なし)

特に必要なお手続きはありません。



反対の方

(ご異議あり)

ご異議のお申し出(異議申立)が必要です。
手続き等について、次頁以降ご説明します。

以上

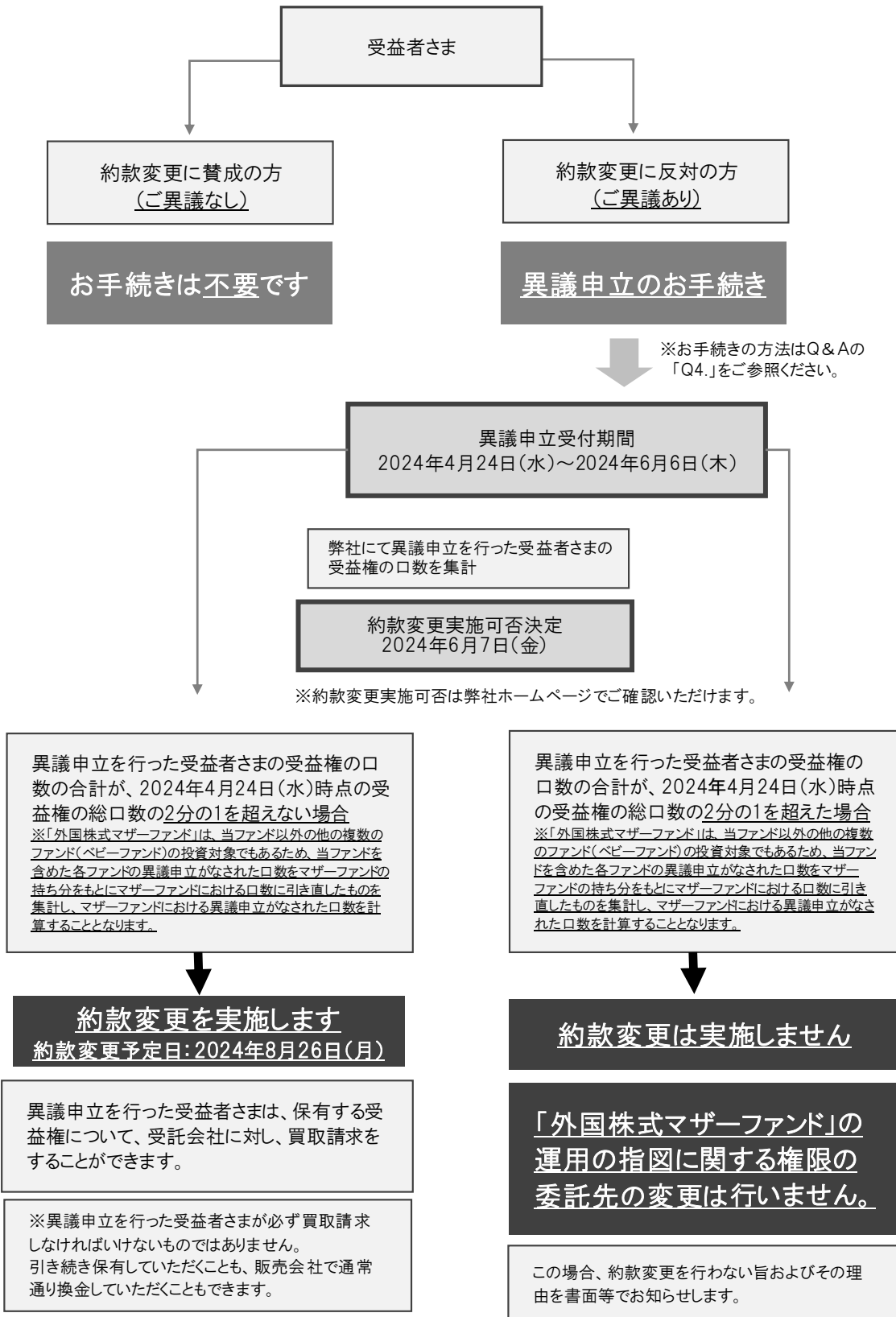
このお知らせに関するお問い合わせ先

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 お客様専用フリーダイヤル **0120-548066**

【受付時間／9:00～17:00(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)】

お客さまのお取引内容につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。

「異議申立」手続きの流れ



「三菱UFJ グローバルバランス(積極型)／(安定型)〈愛称:未来地図〉」 の投資対象である「外国株式マザーファンド」約款変更に関するQ&A

Q1. 約款変更の理由と内容はどのようなことですか？

A1. ファンドの投資対象である「外国株式マザーファンド」は、運用パフォーマンスを改善するために運用の指図に関する権限の委託先の変更を行うことが受益者のみなさまにとって有利であると認められるため、2024年8月26日(月)付けで「外国株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託先を「ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド」から「J.P.モルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド」(※同社は運用の指図に関する権限の一部を、J.P.モルガン・インベストメント・マネジメント・インク(所在地:米国)に更に委託することができます。)への変更を予定しています。詳しくは、別紙の「約款変更案(新旧対照表)」をご確認ください。

運用の基本方針である運用の指図に関する権限の委託先の変更は、重大な内容の変更に該当します。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

Q2. 何か手続きが必要ですか？

A2. 約款変更賛成(ご異議がない)の場合はお手続きの必要はありません。

約款変更反対(ご異議がある)の場合は、ご異議のお申し出(異議申立)(以下、「異議申立」ということがあります。)を行うことができます。異議申立を行えるのは、2024年4月24日(水)時点で当ファンドを保有されている受益者さま(2024年4月23日(火)の購入申込者を含みます。)です。

異議申立の手続きは、Q4の「異議申立はどのように行うのですか？」をご参照ください。

Q3. 約款変更が実施されるかどうかはどのようにして知ることができますか？

A3. 2024年6月7日(金)に、「外国株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託先の変更を行うことについて異議申立を行った受益者さまの受益権の合計口数を集計し、2024年4月24日(水)時点の「外国株式マザーファンド」の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、約款変更実施を決定いたします。なお「外国株式マザーファンド」は、当ファンド以外の他の複数のファンド(ベビーファンド)の投資対象でもあるため、当ファンドを含めた各ファンドの異議申立がなされた口数をマザーファンドの持ち分をもとにマザーファンドにおける口数に引き直したものを集計し、マザーファンドにおける異議申立がなされた口数を計算することとなります。

また、否決された場合、「外国株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託先の変更を行わず、引き続きブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに「外国株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限を委託いたします。約款変更実施の可否は、弊社のホームページで公表いたします。

なお、約款変更を行わない場合は、その旨および理由を弊社のホームページで公告し、受益者のみなさまには、販売会社を通じてお知らせをお送りいたします。

約款変更にかかる今後の日程は以下のとおりです。

○今後の日程

日付	内容	詳細
2024年4月24日(水)	① 公告日(電子公告)	
2024年4月24日(水) ↓(異議申立期間) 2024年6月6日(木)	② 異議申立	異議申立の受付期間中に、『異議申立書』を提出することにより、約款変更にご異議を申立てることができます。
2024年6月7日(金)	③ 約款変更実施可否決定(※約款変更実施の可否を弊社ホームページに掲載)	「外国株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託先の変更を行うことについて異議申立を行った受益者さまの受益権の合計口数を集計し、2024年4月24日(水)時点の「外国株式マザーファンド」の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、約款変更実施を決定いたします。 ※「外国株式マザーファンド」は、当ファンド以外の他の複数のファンド(ベビーファンド)の投資対象でもあるため、当ファンドを含めた各ファンドの異議申立がなされた口数をマザーファンドの持ち分をもとにマザーファンドにおける口数に引き直したものを集計し、マザーファンドにおける異議申立がなされた口数を計算することとなります。
以下では約款変更が成立した場合についてご説明させていただきます。		
2024年6月19日(水) ↓(買取請求期間) 2024年7月8日(月)	④ 買取請求	③で「外国株式マザーファンド」の約款変更が決定した場合には、異議申立を行った受益者さまは、保有する受益権について、受託会社に対し、その信託財産をもって買い取ることを請求できます。
2024年8月26日(月)	⑤ 約款変更日	③で「外国株式マザーファンド」の約款変更が決定した場合には、約款変更を実施いたします。

Q4.異議申立はどのように行うのですか？

A4. 約款変更に対して反対(ご異議のある)の受益者さまは、「異議申立書」を弊社宛(住所は以下【宛先】をご参照ください。)にご郵送ください。

2024年6月6日(木)弊社到着分までを有効とさせていただきますので、余裕を持ってご投函ください。

【宛先】

〒105-7320 東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 商品マーケティング企画部 約款変更担当宛

Q5.買取請求*とはどのようなことですか？

A5. 約款変更が決定した場合、異議申立をされた受益者さまは、保有している受益権につき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づいて、受託会社(ファンドの財産の保管・管理等を行う信託銀行)に対し、自己の有する受益証券を公正な価額で当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取ることを請求できます。

なお、買取請求をされる場合、諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金手続き(販売会社でのご解約)よりも日数を要する可能性がございますのであらかじめご了承ください。

※本書に記載の「買取請求」とは、約款変更に関する異議申立をされた受益者さまのみを対象とするものです。

買取請求のお手続き方法につきましては、異議申立をされた受益者さまに郵送でお知らせいたします。

Q6. 異議申立をした場合、買取請求を必ず行う必要がありますか？

A6. 異議申立を行った受益者さまが必ず買取請求しなければならないものではありません。

引き続き保有していただくことも、販売会社で通常通り換金(販売会社でのご解約)していただくこともできます。

※換金(買取)する場合の換金(買取)価額は、換金申込受付日(買取請求受付日)の基準価額から信託財産留保額(信託財産留保相当額)を差し引いた価額です。

※信託財産留保額(信託財産留保相当額)は、換金申込受付日(買取請求受付日)の基準価額に0.3%をかけた額です。

※「買取請求受付日」は、原則として受託会社にて買取請求必要書類(「買取請求書類」および「マイナンバーに関する書類」)が受理された日です。

以上

別紙

約款変更案 (新旧対照表)

外国株式マザーファンド

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 外国の株式を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 日本を除く世界主要国の株式に投資します。 運用にあたってはMSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。</p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 外国の株式を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 日本を除く世界主要国の株式に投資します。 運用にあたってはMSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>超過収益の源泉を主として銘柄選択におき、独自の企業調査に基づくボトムアップの銘柄選択でアクティブ運用を行います。</u></p> <p><u>銘柄選択に当たっては、長期の企業収益予想に基づくバリュエーション（株価評価）モデルを用います。</u></p> <p>株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>運用指図に関する権限は、<u>J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド</u>に委託します。<u>また、J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、J. P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに更に委託することができます。</u></p> <p>なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</p>	<p><u>企業訪問を含めた独自の調査に基づくアクティブ運用を行います。</u></p> <p><u>超過収益の源泉は、地域配分・銘柄選択の双方におきます。</u></p> <p><u>地域配分は、マクロ経済、市場・業種・個別銘柄の動向等の調査・分析を総合的に勘案し決定します。</u></p> <p><u>銘柄選択の基準としては、経営資源の効率的活用の視点を重視します。</u></p> <p>株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>運用指図に関する権限は、<u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド</u>に委託します。</p> <p>なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</p>
<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第12条 委託者（第14条に規定する<u>運用権限委託先</u>および<u>運用権限再委託先</u>を含みます。以下、本条、第13条、第15条から第21条、第23条、第29条から第31条において同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第12条 委託者（第14条に規定する<u>委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたもの</u>を含みます。以下、本条、第13条、第15条から第21条、第23条、第29条および第30条において同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（以下、略）</p>
<p>（運用の指図に関する権限の委託）</p> <p>第14条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、<u>株式等の運用に関する権限を次の者（運用権限委託先といいます。以下同じ。）に委託します。</u></p> <p><u>J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド</u> London, UK</p> <p>② <u>運用権限委託先</u>が受ける報酬は、この信</p>	<p>（運用の指図に関する権限の委託）</p> <p>第14条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。</p> <p><u>ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド</u> London, UK</p> <p>② <u>前項の委託を受けた者</u>が受ける報酬は、</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、<u>当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、原則として、毎年1月22日および7月22日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）</u>ならびに<u>信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の45以内の率を乗じて得た金額</u>とします。</p> <p>③ <u>運用権限委託先は、委託を受けた運用の指図に関する権限のうち、投資判断等の運用の指図およびトレーディング関連業務等に関する権限を次の者（運用権限再委託先といいます。以下同じ。）に更に委託することができます。</u></p> <p><u>J. P. モルガン・インベストメント・マネ</u></p>	<p>この信託を投資対象とする証券投資信託（以下本項において、「<u>子投資信託</u>」といいます。）の委託者が、<u>子投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、毎年1月22日および7月22日から15営業日以内ならびに信託終了のときに支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、子投資信託に応じて、次に定める率を、この信託の信託財産の純資産総額にこの信託の受益権総口数に占める子投資信託に属するこの信託の受益権口数の割合を乗じて得た額に乘じて得た金額の合計</u>とします。</p> <p><u>子投資信託</u></p> <p><u>三菱UFJ グローバルバランス（積極型）</u></p> <p><u>三菱UFJ グローバルバランス（安定型）</u></p> <p><u>三菱UFJ グローバルバランスV</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型</u></p> <p><u>三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型</u></p> <p><u>三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型</u></p> <p><u>三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド</u></p> <p><u>三菱UFJ/ブラックロック 海外株式オープン（FOFs用）（適格機関投資家限定）・・・年10,000分の45</u></p> <p><u>三菱UFJ <DC>海外株式オープン・・・年10,000分の50</u></p> <p><新設></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p style="text-align: center;"><u>ージメント・インク</u> <u>New York, New York, USA</u></p> <p>④ <u>運用権限再委託先が受ける報酬は、第2項の規定に基づいて運用権限委託先が受ける報酬から、原則として、運用権限委託先と運用権限再委託先との間で別に定める取り決めに基づいて支弁されるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。</u></p> <p>⑤ 第1項および第3項の規定にかかわらず、第1項および第3項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p>	<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p>
<p>(信託業務の委託等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信託財産の保存に係る業務 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務 3. 委託者（<u>運用権限委託先および運用権限再委託先</u>を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為 	<p>(信託業務の委託等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信託財産の保存に係る業務 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務 3. 委託者（<u>第14条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者</u>を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

以 上